

亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第27号

亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例（平成24年亀山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>[ (1) ~ (10) 略]</p> <p>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第37条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する<u>もの</u></p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>[ (1) ~ (10) 略]</p> <p>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第34条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する<u>者</u></p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p>

[ (1) ~ (7) 略]

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

[ (1) ~ (7) 略]

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。